

1 日本国憲法の制定と生存権

- ・憲法25条1項「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」
2項「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」
- ・憲法研究会「憲法草案要綱」のなかの「国民ハ健康ニシテ文化的水準ノ生活ヲ営ム権利ヲ有ス」の規定

2 生存権の法的性格

(1) プログラム規定説の形成

- ・最高裁昭和23年9月29日食糧管理法違反事件判決

(2) 抽象的権利説の確立

- ・東京地裁昭和35年10月19日朝日訴訟判決

(3) 具体的権利説の登場

(4) 立法不作為を含む立法行為と国家賠償請求訴訟

- ・最高裁昭和60年11月21日在宅投票制廃止違憲訴訟判決 立法行為が国家賠償法上違法となる場合を、「立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に想定しがたいような例外的場合」に限定して認める。

(5) 生存権の違憲審査基準

- ・最高裁昭和42年5月24日朝日訴訟判決 行政の広い裁量を認める
- ・最高裁昭和昭和57年7月7日堀木訴訟判決 立法の広い裁量を認める

3 社会保障制度とその理念

(1) 社会保障制度審議会の1995年勧告「社会保障体制の再構築」

- ・第2次大戦後の社会保障の理念、課題が最低限度の生活を保障するものであったのに対して、21世紀における社会保障の基本理念は、「社会保障制度は、みんなのためにみんなで作り、みんなで支えていくものとして、21世紀の社会連帯のあかしとしなければならない」ということである。

(2) 社会保障における経費負担の問題 社会保障構造改革

参考文献

中村睦男「生存権と社会保障制度」ジュリスト1192号(2001年)127頁以下

同 「生存と憲法」樋口陽一編『講座憲法学4 権利の保障(2)』日本評論社(1994年)48頁以下

同 「福祉国家のゆくえ」全国憲法研究会編『憲法問題10』三省堂(1999年)153頁以下